

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動基準

京都西山短期大学

レベル	基準		授業	学生入構	課外活動	学内施設利用	学食	行事・学内イベント	学外者入構	教職員	窓口業務	出張等
0	感染が全く認められない		制限無し									
1	国内で感染が認められる		感染防止に留意の上、対面授業にて実施する。	感染防止に留意の上、入構可。	感染防止に留意の上、活動可。	学内施設の全面貸出可。			感染防止に留意の上、実施可。	感染防止に留意の上、入構可。	感染防止に留意の上、通常勤務。	
2	京都府内及び近隣で感染が認められる		一部の科目は遠隔授業とする。								感染防止に留意の上、通常通り開設。	緊急事態宣言発令地域への出張不可。
3	a	緊急事態宣言が発令されている	施設利用制限などの要請はない。	授業出席のみ入構可		個別ピアノ室、情報処理室、図書館以外の学内施設の貸出不可。		感染防止に留意の上、営業可。		感染防止に留意の上、入構可。必要最低限の所用品のみ入構可。	業務に支障のない範囲で、時差出勤可。	
b	施設利用制限などの要請がある。		業務に支障のない範囲で、オンライン授業へ切り替え。在宅オンライン授業を推奨。会議は、オンライン。									
4	a	学内で感染が出た場合	緊急事態宣言の発令等がない。	出来るだけ遠隔授業とする。	活動不可。			実施不可。		感染防止に留意の上、入構可。必要最低限の所用品のみ入構可。	取扱時間を短縮して開室。	出張不可。
b	緊急事態宣言発令があり、施設利用制限などの要請はない。											
c	緊急事態宣言発令があり、施設利用制限などの要請もある。		遠隔授業のみ。演習(音図体等)は集中、補講にて振替し対応。	入構禁止。	全室貸出禁止。	営業不可。	入構不可。	原則、在宅勤務。会議はオンライン。	窓口閉鎖。			